

貫井・富士見台地区 まちづくり通信

平成31年3月発行

第18号

【発行】練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課

貫井・富士見台地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
このまちづくり通信は、地区のみなさまとまちづくりの情報を共有するために発行しています。

このたび、富士見台駅北部地区にて、地区計画および新たな防火規制を決定いたしました。多くのみなさまのご協力を賜りまして、ありがとうございました。
引き続き、貫井・富士見台地区において、災害に強く、安全・安心で住みよいまちづくりの実現を目指してまいりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

今号の内容

○１面　：地区計画および新たな防火規制の決定に至る主な流れ
○２面　：平成 30 年度の主な取組
○３面　：平成 30 年度の主な取組、届出制度について
○４面　：来年度以降のまちづくりの取組について、生活幹線道路Ａ路線（四商通り）の拡幅整備を進めています

地区計画および新たな防火規制の決定に至る主な流れ

- 富士見台駅周辺まちづくり計画の説明会　平成２９年９月１７日・１９日
- 地区計画変更素案・新たな防火規制素案の説明会　平成３０年３月９日・１０日
- 地区計画原案および新たな防火規制の区域指定案の公告、縦覧および意見書の受付※　平成３０年７月２日～２３日
- 地区計画原案・新たな防火規制原案の説明会　平成３０年７月６日・７日
- 地区計画案および新たな防火規制の区域指定案の公告、縦覧および意見書の受付※　平成３０年９月１９日～１０月３日
- 都市計画審議会　平成３０年１０月１８日・１１月２０日
- **決定・告示**
 - ○地区計画：平成３０年１２月２１日
 - ○新たな防火規制：平成３１年１月１８日

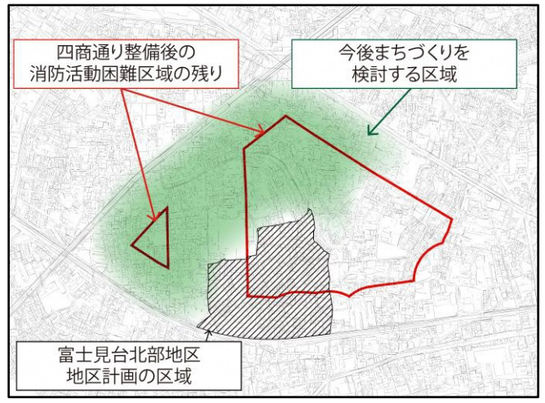


※　新たな防火規制については任意での縦覧および意見書の受付

来年度以降のまちづくりの取組について

来年度以降においても、引き続き、貫井・富士見台地区において、災害に強く、安全・安心で住みよいまちづくりの実現を目指してまいります。
なお次年度以降の具体的な区域は、下記の項目に留意しつつ、検討中です。

- ✓ 四商通り整備に伴う用地取得の促進
- ✓ 道路ネットワーク（幅員６m以上）の形成
- ✓ 老朽建築物等が密集している区域の不燃化の促進
- ✓ 消防活動困難区域の解消
- ✓ 地区内の公園の整備　など



生活幹線道路Ａ路線（四商通り）の拡幅整備を進めています

区では、生活幹線道路Ａ路線（四商通り）の拡幅事業を進めています。
平成 25 年度より先行し北側区間、平成 28 年度より南側区間について事業を開始し、現在、物件調査・用地取得を行っています。
沿道地権者の皆さまのご協力により、平成３１年１月末現在の用地取得率（面積割合）は北側で５割強、南側で１割強という状況です。
用地を取得した箇所については、下の写真のように歩行者が通行できるように暫定的な整備を行うとともに、整備イメージを描いた PR 看板を設置しています。







防災の必要性について

○平成 31 年１月 30 日に静岡市清水区追分で発生した火災では、１軒の木造平屋建て住宅から広がり、鎮火まで約 ４ 時間、全焼６棟を含む民家計９棟の建物を焼損させました。
○出火元の住宅で女性１名が亡くなりました。
○住宅が密集していたことに加え、管理の行き届いていない家屋の存在が延焼の原因として考えられています。





提供：静岡新聞

～貫井・富士見台地区のまちづくりについては、区のホームページでも紹介しています～

貫井・富士見台地区

<お問い合わせ先>練馬区　都市整備部　東部地域まちづくり課　貫井・富士見台地区担当
〒176-8501　練馬区豊玉北六丁目 12 番1号　電話：03-5984-1429（直通）
ＦＡＸ：03-5984-1226
MAIL：TOUBU09@city.nerima.tokyo.jp

平成 30 年度の主な取組

地区計画原案および新たな防火規制の区域指定案の公告、縦覧および意見書の受付を行いました

富士見台駅北部地区地区計画原案および新たな防火規制の区域指定案のご意見等をいただくために、平成 30 年７月２日から 23 日にかけて公告・縦覧および意見書の受付を行い、５名より５通の意見をいただきました。

主なご意見と区の見解



Q１：住民への説明が不十分だと感じている。これまでどのような説明をしてきたのか。

A１：平成 23 年より、この地区のまちづくりについてお知らせするまちづくり通信を全戸に配布してきました。また、まちづくり計画・素案・原案の説明会等を行いました。さらに、地区施設による影響が考えられる全てのお宅を訪問し、ご意見を伺いながら進めてきました。





Q２：四商通りから駅まで歩道の整備、富士見台駅北側の南北の通り抜け道路の整備などについて、防災の観点、歩行者の安全確保のためにも１日も早く整備を行ってほしい。

A２：地域の抱える課題を解消するため、早期に整備ができるよう取り組んでいきます。





Q３：さらに公園を増やしてほしい。

A３：区としても、さらに公園を増やす必要があると考えています。今後も、地権者との協議が整った段階で、地区施設として定め、公園の整備に取り組んでいきます。



原案の説明会を開催しました

日時	
平成３０年７月６日午後７時および７日午前１０時	
場所	参加人数
貫井福祉園	合計２３名



貫井・富士見台駅地区まちづくり委員会を開催しました

日時	検討内容
平成３０年７月１１日	・昨年度の取組状況および今年度の取組予定について ・富士見台北部地区地区計画原案および新たな防火規則の区域指定案について　等



地区計画案および新たな防火規制の区域指定案の公告、縦覧および意見書の受付を行いました

富士見台駅北部地区地区計画案および新たな防火規制案のご意見等をいただくために、平成 30 年９月 19 日から 10 月３日にかけて公告・縦覧および意見書の受付を行い、２名から２通の意見をいただきました。

主なご意見と区の見解



Q１：災害対策は早期に行う必要があるため、計画を可能な限り早く実現し、緊急車両がスムーズに通行できる安全なまちを作ってほしい。

A１：早期に整備ができるよう引き続き地域の皆さまのご意見を伺いながら、着実に道路整備を行っていきます。





Q２：商店街通りの拡幅と延伸が安全・安心なまちづくりにつながるか疑問です。

A２：商店街通りは地域の主要な生活道路です。火災等の緊急時に消防車が円滑に通行し、消火活動を行うためには、幅員６m以上の道路が必要です。また商店街通りの拡幅と延伸によって、防災性の向上とともに、商店街の活性化の促進が期待できると考えます。



届出制度について

富士見台駅北部地区地区計画の決定に伴い、区域内（１ページ参照）で下の表に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」を行う必要があります。「届出」は、工事着手の 30 日前かつ建築確認申請の時までに行ってください。

なお、下の表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ区にご相談ください。

届出を必要とする行為
（１）土地の区画形質の変更 切土・盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割など（開発許可が必要な場合を除く）
（２）建築物の建築・工作物の建設 建築物の新築・増改築、広告塔などの工作物の建設、門・塀および擁壁の築造など
（３）建築物等の用途の変更 建築物等の使い途（用途）を変える
（４）建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物等の色彩の変更、看板の設置および取替など

新たな防火規制に関する適合についての確認は、建築確認申請の際に行われるため、特に届出等は必要ありません。